

所有者不明等の森林に関する対策検討会議

配布資料一覧

- 資料 1 第 1 回所有者不明等の森林に関する対策検討会議次第
- 資料 2 第 1 回所有者不明等の森林に関する対策検討会議配席図
- 資料 3 所有者不明等の森林に関する対策検討会議委員名簿
- 資料 4 所有者不明等の森林に関する対策検討会議開催要綱
- 資料 5 所有者不明等の森林に関する対策検討会議の進め方について
- 資料 6 京都市域における集中的な森林整備に向けた取組について（提言）【概要】
- 参 考 京都市域における集中的な森林整備に向けた取組について（提言）
- 資料 7 所有者不明等の森林に関する対策（たたき台）
- 資料 8 森林所有者経営意向調査について
- 資料 9 森林所有者経営意向調査の結果について（速報）

第 1 回所有者不明等の森林に関する対策検討会議次第

日時 : 平成 29 年 9 月 11 日
午前 10 時から午前 12 時
場所 : ルビノ京都堀川「嵯峨」

1. 開会あいさつ
2. 委員紹介
3. 検討会議の進め方について
4. 議題 (資料 7)
 - (1) 所有者不明等の森林に関する対策 (たたき台) について
5. その他

〈今後の検討内容〉

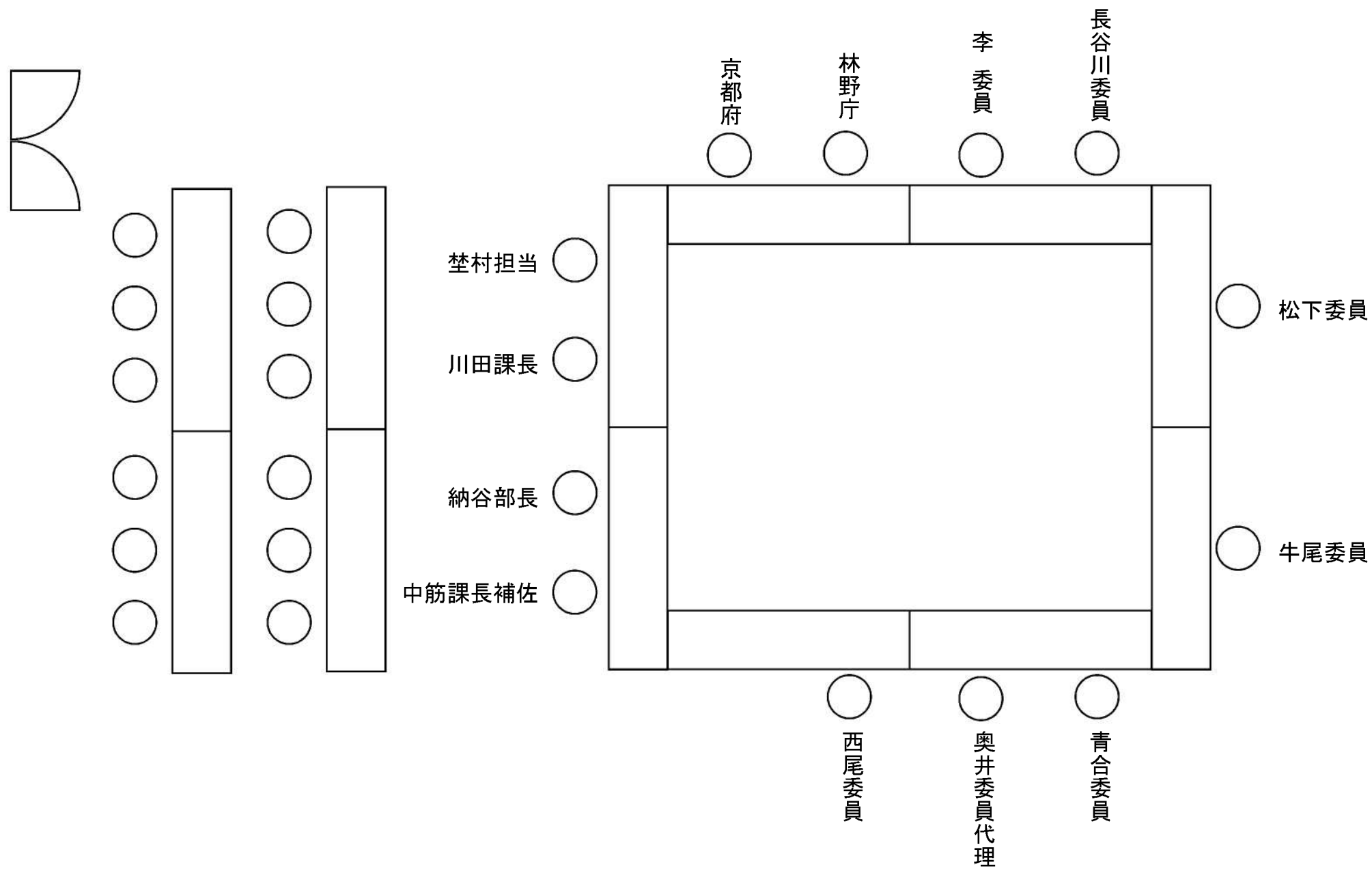
第 2 回検討会議－議題 (案) －

- (1) 第 3 者による所有者不明森林の主伐許可について
- (2) 所有者不明森林の森林整備実施許可権限の市町村への移譲について
- (3) 市町村等による所有者不明森林の境界確認の実施許可について

第 3 回検討会議－議題 (案) －

- (1) 所有者不明等の森林に関する対策 (素案) の取りまとめ

第1回所有者不明等の森林に関する対策検討会議配席図



所有者不明等の森林に関する対策検討会議 委員名簿（敬称略）

組 織 名	役 職	氏 名	出 欠	備 考
京 都 府 森 林 組 合 連 合 会	代 表 理 事 会 長	青 合 幹 夫	○	委 員
龍 谷 大 学 法 学 部	教 授	牛 尾 洋 也	○	委 員
王子木材緑化株式会社大阪支店	常 務 取 締 役 大 阪 支 店 長	河 辺 安 曇	○ (代理)	委 員
京都府立大学大学院生命科学研究科	准 教 授	長 島 啓 子	×	委 員
京 都 土 地 家 屋 調 査 士 会	土 地 家 屋 調 査 士	西 尾 光 人	○	委 員
京都大学フィールド科学教育研究センター	准 教 授	長 谷 川 尚 史	○	委 員
京 都 大 学 農 学 研 究 科	准 教 授	松 下 幸 司	○	委 員
京 都 司 法 書 士 会	司 法 書 士	李 光 雄	○	委 員

林 野 庁 林 政 部 企 画 課	総 括 課 長 補 佐	宮 部 大 輝	○	オブザー バ ー
京 都 府 農 林 水 産 部 林 務 課	課 長	木 村 均	○	オブザー バ ー

京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 森 林 資 源 ・ 鳥 獣 対 策 担 当 部 長	納 谷 義 和	事 務 局
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 長	川 田 唯 男	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 課 長 補 佐	中 筋 祐 司	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 担 当	埜 村 英 明	
京 都 市 産 業 観 光 局 京 北 農 林 業 振 興 セ ン タ ー 担 当 課 長	石 浦 隆	
京 都 市 産 業 観 光 局 京 北 農 林 業 振 興 セ ン タ ー	中 西 諒	

所有者不明等の森林に関する対策検討会議開催要綱

平成 29 年 8 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 京都市域における集中的な森林整備に向けた森林・林業の新たな仕組みづくりに係る所有者不明等の森林に関する対策の内容について、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、所有者不明等の森林に関する対策検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会議は、委員 10 名以内をもって開催する。

- 2 委員は、学識経験のある者、土地家屋調査士、司法書士、林業関係団体の長、民間企業及びその他市長が適当と認める者から、市長が依頼する。
- 3 検討会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、就任承認日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(活動)

第 4 条 検討会議は開催目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 所有者不明森林への対応に係る制度改革の内容に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(検討会議)

第 5 条 検討会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、検討会議の議長となる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、検討会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 検討会議の事務を処理するため、産業観光局農林振興室林業振興課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

所有者不明等の森林に関する対策検討会議の進め方について

平成 29 年度

第 1 回（9 月 11 日開催）

〈目的〉

森林所有者経営意向調査の結果の報告を行うとともに、所有者不明等の森林に関する対策（たたき台）について、情報共有を行い、課題や対策の方向性について議論を行う。

〈議題〉

- ・所有者不明等の森林に関する対策（たたき台）について

第 2 回（12 月開催予定）

〈目的（案）〉

第 1 回検討会議の議論を基に所有者不明等の森林に関する 3 つの対策（素案）を共有し、それぞれの課題等の整理を行う。

〈議題（案）〉

- ・第 3 者による所有者不明森林の主伐許可について
- ・所有者不明森林の森林整備実施許可権限の市町村への移譲について
- ・市町村等による所有者不明森林の境界確認の実施許可について

第 3 回（3 月開催予定）

〈目的（案）〉

第 1 回、第 2 回の議論の内容を踏まえ、所有者不明等の森林に関する対策（素案）を取りまとめる。

〈議題（案）〉

- ・所有者不明等の森林に関する対策（素案）の取りまとめ

平成 30 年度以降（予定）

本検討会議の議論を踏まえ、所有者不明等の森林に関する対策（素案）について、国家要望を実施する。

また、所有者不明等の森林に関する対策（素案）については、平成 30 年度以降実施する集約型林業モデル実施の課題等を踏まえ、対策のとりまとめを行い、特区申請等を実施する。

京都市域における集中的な森林整備に向けた取組について(提言)【概要版】

○ 森林所有面積が5ha未満の林家は、京都市内の全林家の約6割を占めている。森林所有面積が5ha未満の林家は、隣接する森林と一体的に(5ha以上)森林整備(集約化)を行わなければ、国の補助制度の対象外となる。

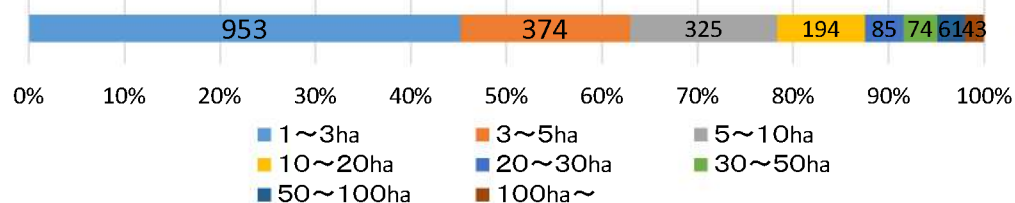
○ 国土交通省の調査では、全国の森林所有者のうち、所有者との連絡が困難な森林(所有者不明森林)は、約5%存在すると推察されている。さらに、森林の所在と異なる市町村に在住している森林所有者(不在村所有者)のうち、約8割は相続時の手続きを行っていない又は、一部のみしか行っておらず、今後、所有者不明森林はさらに増加することが懸念される。

○ 林業事業体が、集約化を行う場合、所有者不明森林の同意を得ることが困難なため、計画から除外して、森林整備を実施しなければならない。結果、集約化を行った地区が虫食い状となり、面的な森林整備を行うことが困難な状況にある。

⇒ 今後、京都市は、人工林が約500haのモデル地区を設定し、①面的に森林整備を行う『大規模集約型林業のモデル実施』と、②所有者不明森林も含めた森林整備を一体的に進める『大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革』を並行して進めていくべきである。

1 京都市内の所有森林規模別林家戸数

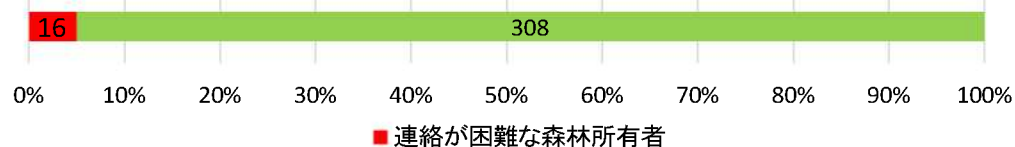
(単位:戸)



2 国土交通省の調査結果

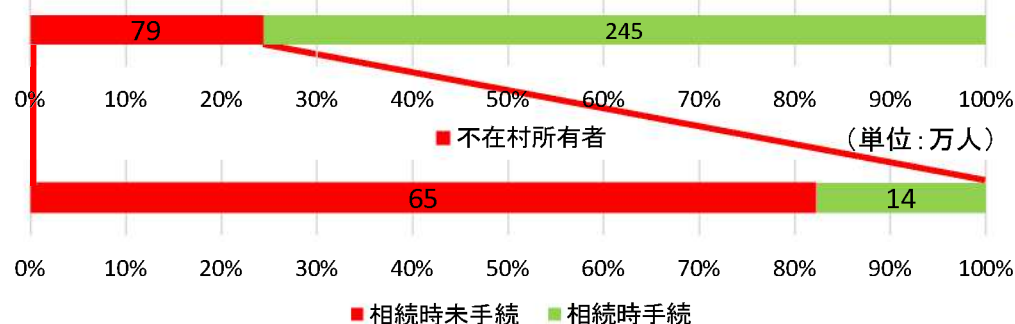
(1) 連絡が困難な森林所有者に関する結果

(単位:万人)



(2) 不在村所有者に関する結果

(単位:万人)

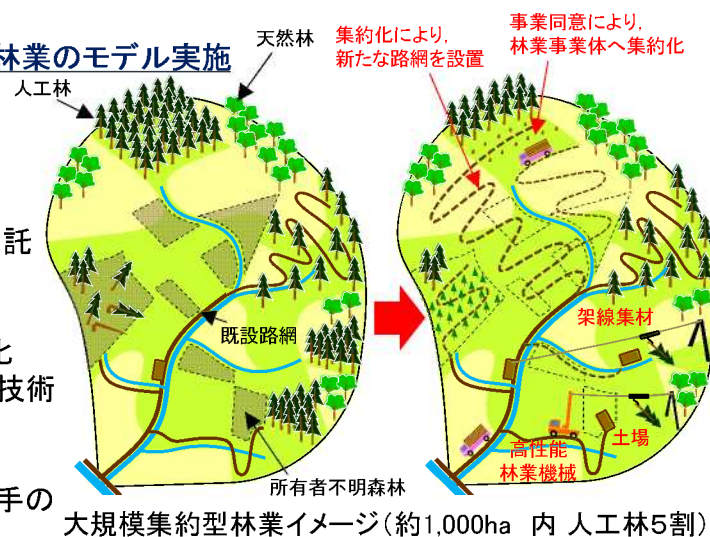


3 提言書の内容

(1) アクション1 大規模集約型林業のモデル実施

モデル実施内容

- ・正確な森林資源情報の把握
- ・長期計画の策定
- ・所有者調査及び境界確認
- ・林業事業体への長期経営委託の促進
- ・集約型林業の実施に必要なイニシャルに係る支援の強化
- ・集約型林業の取組に資する技術の習得
- ・事業体の育成
- ・包括的マネジメントする担い手の育成



(2) アクション2 大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革

制度改革内容

- ・第三者による所有者不明森林の主伐許可
- ・所有者不明森林の森林整備実施許可権限の市町村への移譲
- ・市町村等による所有者不明森林の境界確認の実施許可

(参考) 現行法制度における所有者不明森林への対応

- ・要間伐森林制度(H24～): 間伐の代行が可能
- ・森林施業のための土地を継続使用する制度(H24～): 路網整備が可能
- ・共有林の持分移転の裁定制度(H29～): 共有林に限り、伐採・造林の実施が可能

所有者不明等の森林に関する対策(たたき台)

京都市産業観光局農林振興室
林業振興課

所有者不明の森林の実態

農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート調査【H24:国土交通省】

- ① 森林の不在村所有者数、不在村所有者のうち相続時に何も手続きをしていない所有者の推計
 - ・ 調査結果から、不在村所有者のうち、相続時に何も手続きをしていない所有者は約16.4%存在
 - ・ 森林所有者324万人のうち、所在の把握が難しい森林所有者は約16万人(約5%)であると推定
- ② 森林の不在村所有者の所有実態と相続時未手続所有者の特徴
 - ・ 不在村所有者の約8割が所有森林を放置
 - ・ 不在村所有者のうち、約8割が相続時未手続であり、所有規模が小さいほど、相続未手続の割合は多い傾向
- ③ 森林の不在村所有者の所有地の管理・利用に対する意向
 - ・ 約5割が放置しても特に問題はないと回答、約2割が放置したくないが、他者による管理・利用を希望しない、約2割が放置したくないため、他者による管理・利用を希望する。
 - ・ 約9割の不在村所有者が相続時の届出義務化について、認知していない。

京都市森林組合からの聞き取り

所有者不明の森林

- ・ 組合員約2千人(比較的所有意識を持っている)のうち、全く連絡がつかなかった組合員は約40名(約2%)であった。
 - ・ 所有者不明の森林で、施業実施を断念するのは、存在するものの、割合としては数%である。
- ※京都市森林組合の管轄森林面積は39,011haであり、京都市森林組合の組合員が所有している森林面積は16,982haである。(約44%)



- ・ 所有者不明の森林について、割合としては高くないものの、本市が考える5百～6百haの面的な施業を実施するには、課題となる可能性が非常に高い。
 - ・ 森林所有者の高齢化が進む中、相続手続きに関する実態を考慮すると今後、所有者の把握が困難な森林は急増する恐れがある。
- ⇒現在、存在している所有者不明の森林については、新たな制度づくりを行い、手を加える必要がある。
- 今後発生する恐れのある所有者不明森林については、届出義務化について認知度を高めるよう、取り組む必要がある。

所有者不明の森林への対応について

森林の再生～林地境界と路網整備の法的課題～【H25:東京弁護士会 公害・環境特別委員会】

① 法務省所管の制度

- ・ 筆界特定制度

所有者の申し立てにより、法務局の筆界特定登記官が、筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度

【メリット】 隣地が所有者不明の場合でも制度の活用が可能

【デメリット】 任意で個人として筆界を特定するため、測量費用は全額個人負担

所有者の申し立てによるため、森林組合等が代理で申し立てることができない
制度の活用が予想以上に多いため、実施に相当時間がかかる(3ヶ月以上)

② 林野庁所管の制度

- ・ 要間伐森林制度

市町村による要間伐森林の設定後、裁定等の一定の手続きを経て、間伐の代行を可能とする制度

【メリット】 所有者不明の森林を含む、面的な間伐施業が実施可能

【デメリット】 裁定等、煩雑な手続きを要する
間伐のみが認められており、主伐等他の施業を実施できない

- ・ 森林施業のための土地を継続使用する制度

土地の所有者が不明の場合にも一定の手続きを経ることで、作業路網の円滑な整備を可能とする制度

【メリット】 所有者不明の森林を含む、面的な作業路網の整備が可能

【デメリット】 裁定等、煩雑な手続きを要する

京都市森林組合からの聞き取り

- ・ 森林簿、登記簿、地縁者への聞き取りからも特定できない森林を所有者不明の森林としている。
- ・ 施業予定地が所有者不明の森林を含む場合、計画からはずして実施することが大半である。



- ・ 施業予定地に所有者不明の森林が含まれる場合、経費及び労力を考慮し、施行予定地からはずしている。
- ⇒現在の施業面積については、問題がない箇所が多いものの、5百～6百haの面的な施業を実施する際、虫食い状に所有者不明森林が存在することが予想されるため、新たな制度づくりが必要である。

集約型林業に係る現状

京都市森林組合からの聞き取り

長期経営委託と施業委託について

- ・ 京都市森林組合が進める集約型施業は、長期経営委託を受けている森林と施業委託を受けている森林が混在している。
（京都市森林組合が管轄している森林面積約3万8千haのうち、約4千8百ha（約13%）が長期経営委託を受けている森林）
⇒施業委託については、施業ごとに所有者に同意を得ることが必要
- ・ 約10～20haの集約型施業を実施するにあたり、所有者調査や合意形成等に約1ヶ月を要する。
（最も時間を要するのは、境界の確認）
- ・ 集約型施業を実施するために、森林簿以外に毎回全ての森林において、登記情報を取得している。（年間約10万円～90万円）
- ・ 近年、文化財保護の関係で、作業道の作設を断念するケースも散見されている。



- ・ 本市が想定している集約型林業は、施業委託ではなく、計画的かつ面的に施業を行うことであるため、長期経営委託による、施業の実施が必要であり、長期経営委託の数を増やす必要がある。
⇒現在、京都市森林組合が進める長期経営委託では、森林所有者へのインセンティブが少ないため、割合が低いが、計画的かつ面的に施業を実施することによる収益の増や長期経営委託を進める地域への補助の重点的な投下等、インセンティブを与えられる制度設計をすることにより、長期経営委託の割合を約8割程度まで上げることができると見込む。
- ・ 集約型林業を強力に進めるため、境界の確認を早急に進める必要がある。
⇒林野庁の森林整備地域活動支援交付金等を活用した境界確認の実施
- ・ 平成28年度の森林法の一部改正により、市町村が林地台帳を整備・管理することとなっているため、登記情報を取得する手間は省かれることとなる。
- ・ 文化財保護の関係は、集約型林業地、自伐型林業地、北山林業地をゾーニングする際に、留意する必要がある。

集中的な森林整備に向けた取組骨子(たたき台)

I 新たな制度づくり

- ① 所有者不明森林を含む森林の造林から主伐までを林業事業体等が一体的に実施可能とする制度
- ② 所有者不明森林を含む森林の施業実施に係る手続きを簡素化する制度
- ③ 所有者不明森林の境界確認を自治体の実施し、決定することを可能とする制度

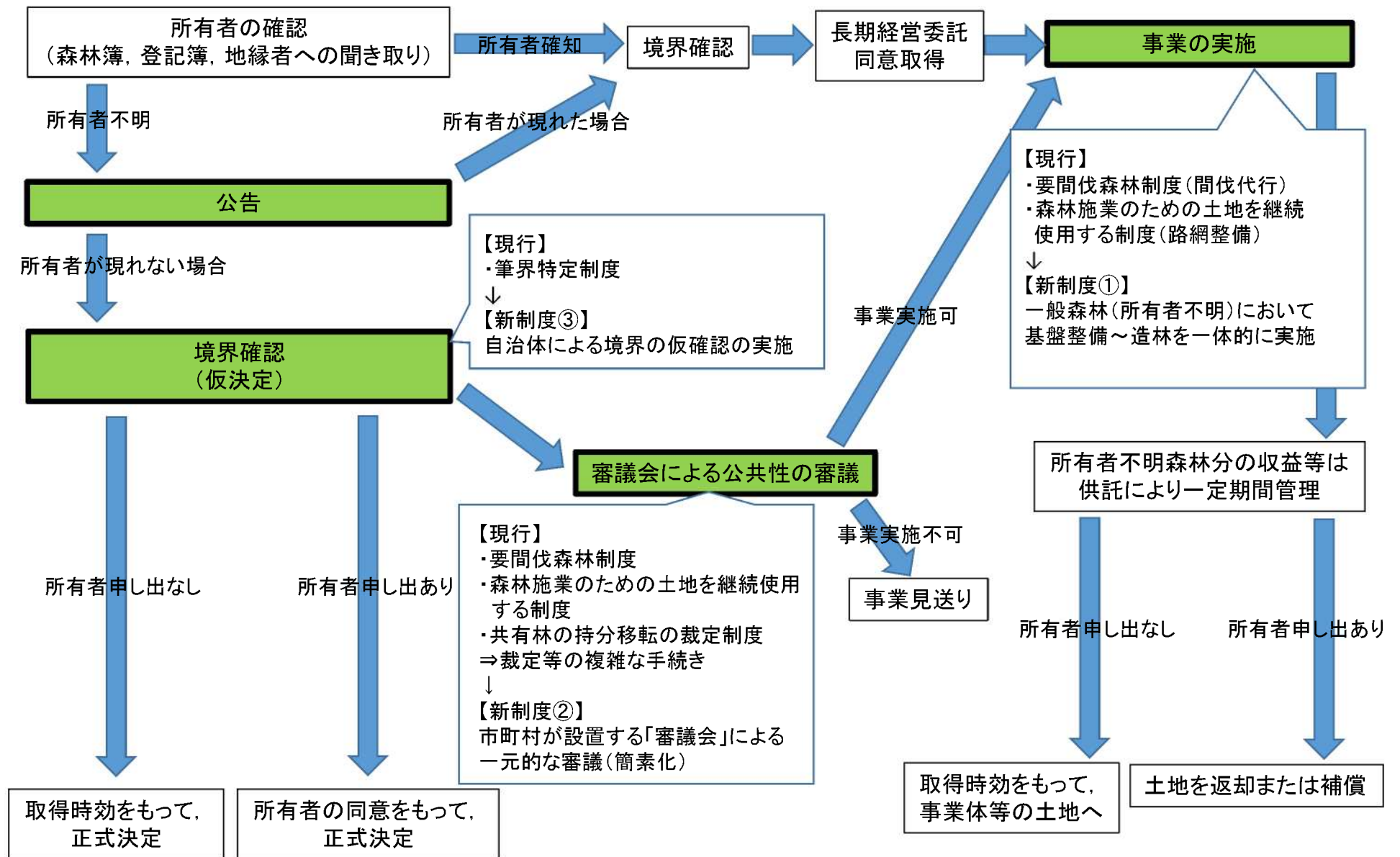
II 境界確認の強力な推進

- ・ 新たな制度を活用した自治体を主体とした境界確認の推進
⇒所有者不明森林において、自治体が境界確認及び決定が行える新たな制度創設により、境界確認を加速化
- ・ 林野庁の森林整備地域活動支援交付金の活用による境界確認の推進
⇒交付金メニューの境界確認において、集約型林業地については上乗せ補助等を行うことで強力に推進
- ・ 集約型林業地における各所有者への収益見込み等の提示による意識改革
⇒集約型林業地において、効率的かつ計画的に施業を実施することにより、「儲からない林業」から「儲かる林業」へと移行し、所有者へ提示することにより、森林に対する意欲を向上させる。

III 長期経営委託の推進

- ・ 森林所有者に対するインセンティブの確保
⇒計画的かつ効率的に施業を実施することによる収益の確保
集約型林業地における造林から主伐までを面的に実施することへの一体的な補助
- ・ 森林組合等の事業体に対するインセンティブの確保
⇒交付金メニューの森林経営計画作成促進のうち経営委託において、集約型林業地については上乗せ補助等
集約型林業地における造林から主伐までを面的に実施することへの一体的な補助

新たな制度づくり全体像(たたき台)



新制度①:所有者不明森林を含む森林の造林から主伐までを林業事業体等が一体的に実施可能とする制度(たたき台)

ア 現行の制度

【平成23年度森林法の一部改正】

○ 要間伐森林制度

市町村による要間伐森林の設定後、裁定等の一定の手続きを経て、間伐の代行を可能とする制度

【平成28年度森林法の一部改正】

○ 共有林の持分移転の裁定制度

裁定、保証金の供託等の手続きを経て、伐採・造林を可能とする制度

イ 所有者不明森林を含む森林の造林から主伐までを一体的に実施可能とする制度(たたき台)

	基盤整備	間伐	主伐	造林
一般森林	一定の手続きを経ることで実行可能		実施不可	
	一定の手続きを経ることで実行可能に！			
共有林	一定の手続きを経ることで実行可能			

○ 集約型林業地における所有者不明の森林について、伐採・造林を可能とする。

○ 集約型林業地の全ての境界確認を実施し、各所有者に収益を配分することとし、所有者不明の森林において得られる収益については、供託により、一定期間管理を行う。なお、管理期間内に所有者が判明した場合には、土地を返却または補償を行う。

○ 所有者不明の森林は、一旦事業体等の管理下におき、取得時効(10年もしくは20年)をもって、事業体等のものとする。

※取得時効の要件は、所有権の取得時効の場合には、一定期間、所有の意思をもって平穩かつ公然に他人の物を占有することであり(民法162条)、所有権以外の財産権の取得時効の場合には、一定期間、自己のためにする意思をもって平穩かつ公然にその権利を行使することである(民法163条)。

新制度②:所有者不明森林を含む森林の施業実施に係る手続きを簡素化する制度(たたき台)

ア 現行の制度

【平成23年度森林法の一部改正】

○ 要間伐森林制度

市町村による要間伐森林の設定後、裁定等の一定の手続きを経て、間伐の代行を可能とする制度

○ 森林施業のための土地を継続使用する制度

土地の所有者が不明の場合にも一定の手続きを経ることで、作業路網の円滑な整備を可能とする制度

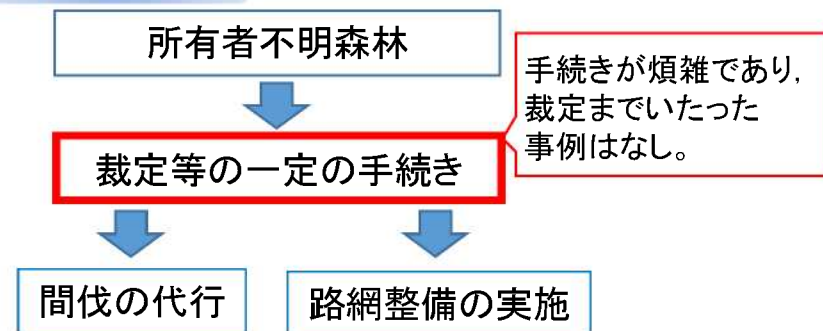
【平成28年度森林法の一部改正】

○ 共有林の持分移転の裁定制度

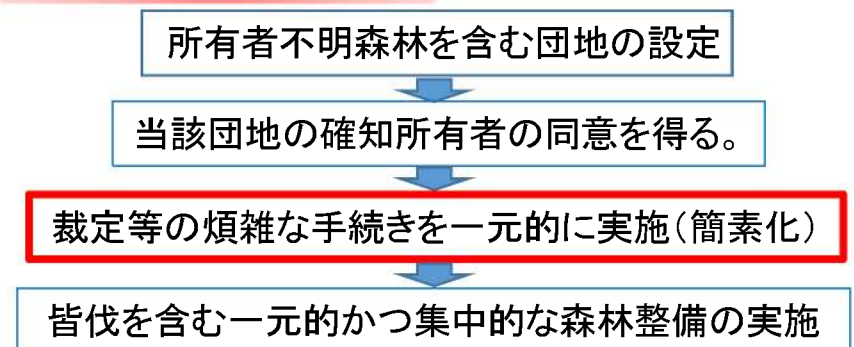
裁定、保証金の供託等の手続きを経て、伐採・造林を可能とする制度

イ 簡素化した手続きによる所有者不明森林を含む森林の施業実施を可能とする制度(たたき台)

現行制度(概略)



特区による規制緩和(概略)



○ 集約型林業を実施しようとする事業体が所有者不明地の確定(森林簿, 登記簿, 地縁者への聞き取りによる)を行う。
所有者不明森林以外の所有者の同意を得る。

○ 集約型林業を行う団地内の所有者不明地について、集約型林業を実施する旨の公告を行う。

○ 審議会を設け、公共性について審議を行い、施業の実施の可否を決定 ⇒ 所有者不明森林は、事業体等の管理下におく。

法律家等を中心
として構成

日本国憲法第二十九条:財産権は、これを侵してはならない。

○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

新制度③:所有者不明森林の境界確認を自治体が実施し、決定することを可能とする制度(たたき台)

ア 現行の制度

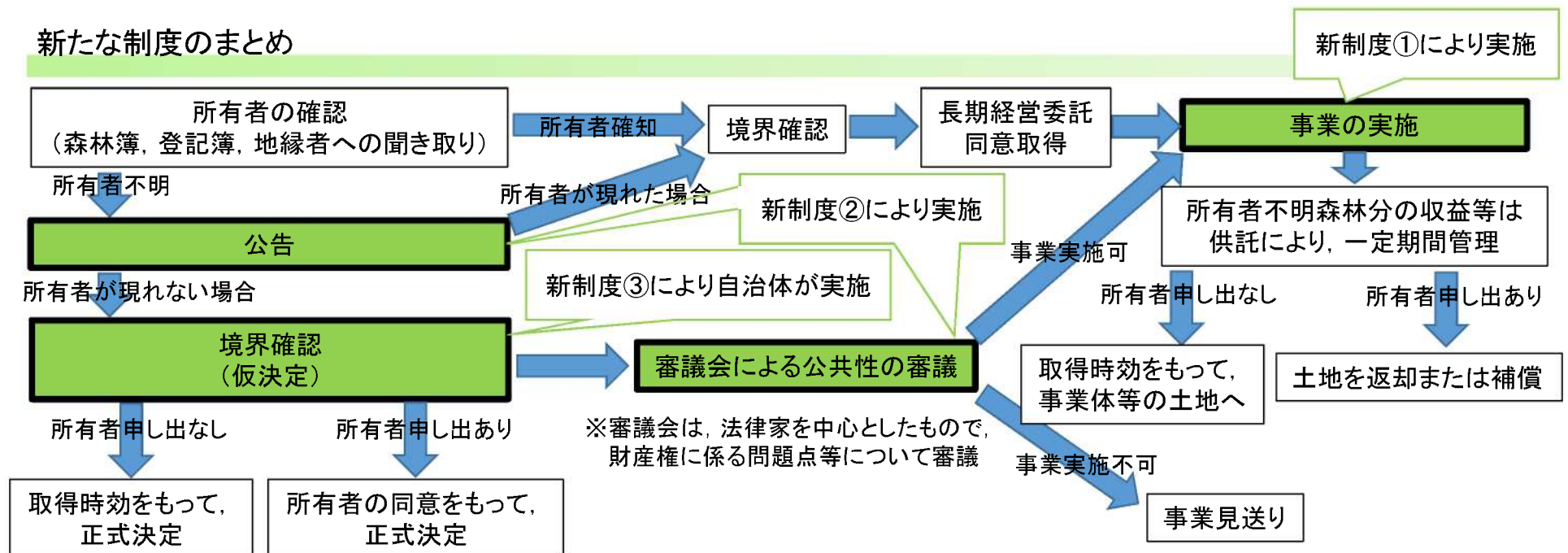
○ 筆界特定制度

所有者の申し立てにより、法務局の筆界特定登記官が、筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度

イ 所有者不明森林の境界確認を自治体が実施し、決定することを可能とする制度(たたき台)

- 所有者が確知できる場合は、従来どおり、両所有者の同意を得て、境界確認を実施する。
- 境界確認を行おうとする森林において、片方ないし両方の所有者が特定できない場合(森林簿、登記簿、地縁者への聞き取り)、境界確認の際に有力な手がかりとなる林相や地形等を持って、自治体が境界確認を行う(仮決定)。
- 上記方法で仮決定を行った境界については、一定期間仮の境界とし、取得時効(10年ないし20年)をもって、正式な境界として、決定する。なお、一定期間内に所有者が判明した場合には、所有者の同意をもって、境界確認を行う。

新たな制度のまとめ



森林所有者経営意向調査について

1 はじめに

京都市では、平成 28 年度に開催した「京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議」から提出された提言書に基づき、「大規模集約型林業のモデル実施」及び「大規模集約型林業を市内一円に広げるための制度改革」に取り組むこととしている。

本調査では、特に「大規模集約型林業モデル実施」の基礎調査として、アンケートによる森林所有者の経営意向調査及びモデル地区の設定に係る基礎調査を実施した。

2 調査の概要

京都市内の森林 3 地域（雲ヶ畑「224, 230, 233～258 林班」、久多下ノ「549～562, 597～623 林班」山国地域「759～768, 769～775 林班」）を対象に、当該地域に森林を所有する森林所有者にアンケート用紙を郵送し、「森林整備の委託についての意向」、「森林経営について」、「境界確認について」、「森林の相続・登記の状況について」、「森林の所有状況について」を項目として、14 の設問について記述回答の上返送いただき、所有森林の今後の経営意向等を取りまとめた。

3 基礎情報

アンケート期間：平成 29 年 8 月 1 日（火）～平成 29 年 8 月 20 日（日）

※速報は、平成 29 年 8 月 22 日（火）着分までを取りまとめた。

アンケート用紙：（別紙）参照

森林所有者経営意向アンケート調査について（ご依頼）

（別紙）

回答者氏名：_____

京都市では、森林整備を集中的に進めていくため、森林・林業の新たな仕組みづくりを進めております。本調査の結果を基に、平成30年度以降、約1,000haのモデル地域を市内に2箇所程度設け、施業の集約化を推進していきたいと考えております。

つきましては、下記アンケートにご回答いただき、**平成29年8月20日（日）まで**に同封の返信用封筒にて、ご返送していただきますようよろしくお願いいたします。

〔それぞれの問いについて、**該当する番号に○**を御記入ください。〕

問1 今後、森林の整備を行う場合、第3者（森林組合など）に委託を希望しますか？

1 はい

2 いいえ

----- 以下、アンケートにご協力ください -----

森林経営について

問2 現在、所有されている森林で、間伐などの森林の整備を行われていますか？

- 1 自身で行っている 2 第3者（森林組合など）に委託して行っている
3 親族や知人などが行っている 4 行っていない
5 間伐などは完了し、主伐をする予定である

問3 今後、所有されている森林をどのようにしたいですか？

- 1 自身で所有し続けたい 2 第3者に所有を譲渡したい

問4 問3で「1」に○をつけた方にお伺いします。

今後、所有されている森林で、間伐などの森林の整備を行いますか？

- 1 行う 2 行いたいが行えない 3 行わない

問5 問4で、「1」に○をつけた方にお伺いします。

今後、どのような森林の整備を行いたいですか？

- 1 間伐を続けたい 2 主伐を行い、再造林したい
3 主伐を行い、天然林に誘導したい
4 主伐を行い、土地の適正に応じて、人工林・天然林を育てたい

問6 問4で「2、または、3」に○をつけた方にお伺いします。

なぜ、森林の整備を行えない、または、行わないのですか？（複数回答可）

- 1 委託したいが、委託先がわからない
2 行いたいが、手法がわからない（手法を専門家に相談したいなど）
3 道路の整備ができていない 4 森林の所在がわからない 5 境界がわからない
6 所有森林が奥地にあり、木を出せない 7 採算がとれない 8 後継者がいない
9 放置しても問題ない 10 森林へ行く体力が無くなった

上記、以外の理由がある場合は、記載してください。

上記で「2」に○をつけた場合、相談したい内容を記載してください。

上記で「9」に○をつけた場合、その理由を記載してください。

（裏面につづく）

境界の確認について

問7 現在、所有されている森林の境界を把握していますか？

- 1 把握している（測量を実施） 2 把握している（隣接所有者との立会いのみ実施）
3 把握していない 4 所有森林の所在がわからない

問8 問7で「3、または、4」に○をつけた方にお伺いします。

今後、所有されている森林の境界の確認は実施したいですか？

- 1 実施したい 2 実施したくない

上記で「2」に○をつけた場合、その理由を記載してください。

問9 問8で「1」に○をつけた方にお伺いします。

境界の確認はどのような形で実施したいですか？

- 1 所有者同士が現地で行う 2 所有者同士が航空写真などを基に行う
3 地元に精通した方などに委託して行う

森林の相続・登記の状況について

問10 所有されている森林の相続の手続きは行われましたか？

- 1 全て行っている 2 一部行っている 3 行っていない 4 わからない

問11 所有されている森林の登記の手続きは行われましたか？

- 1 全て行っている 2 一部行っている 3 行っていない 4 わからない

森林の所有状況について

問12 現在は、どちらにお住まいですか？

- 1 京都市内 2 京都市外（京都府内） 3 京都市外（京都府外）

問13 問12で「2、または、3」に○をつけた方にお伺いします。

京都市から転出された理由を、可能な限り、ご記入ください。

問14 現在、所有されている森林の面積、筆数をご記入ください。（把握されている範囲で）

森林面積： ha

筆 数： 筆

<アンケートへの御協力ありがとうございました>

※本調査は、モデル地域の選定を目的として行うものであり、調査結果をその他目的外使用することはありません。

<アンケート実施担当課>

京都市産業観光局農林振興室

林業振興課・京北農林業振興センター



問合先（京都市業務委託先）
京都府森林組合連合会
参事 松田
電話：075-841-1030
FAX：075-841-1080